

成年後見制度の見直しに向けた検討

令和7年2月

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

法定後見制度



認知症、知的障害、精神障害などの理由で**判断能力の不十分な状態**となった本人

- 不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。
- 自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれがある。

保護と支援



成年後見人等は、一定の範囲内で本人を**代理し**、

本人が締結した契約を取り消すことにより、本人を**法律的に支援**

成年後見人等の役割

- 成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援する。
- 具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行う。
- 食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではない。
- 成年後見人等はその事務について、家庭裁判所の監督を受ける。

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 **第二期成年後見制度利用促進基本計画**が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）
令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、**成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要**

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

検討の経緯

令和4年 6月 成年後見制度の在り方に関する研究会（座長：山野目章夫早稲田大学大学院法務研究科教授）において議論が開始。法務省も関係省庁として参加

令和6年 2月 成年後見制度の在り方に関する研究会（第22回会議）において報告書取りまとめ

令和6年 2月 法制審議会総会

法務大臣が成年後見制度の見直しについて諮問

諮問第百二十六号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

民法（成年後見等関係）部会設置

令和6年 4月 民法（成年後見等関係）部会第1回会議（部会長：山野目章夫早稲田大学大学院法務研究科教授）

法制審議会民法（成年後見等関係）部会の開催状況

令和6年4月から令和7年2月末までの間に合計15回の会議を開催

検討テーマに関する議論のほか、認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、施設運営者、国連障害者権利委員会元副委員長のヒアリングを実施

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズ
に合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、任意後見契約の
効力が生じない。**

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他の検討テーマ

- 法定後見の開始における本人の判断能力の程度の位置付け
- 法定後見制度の枠組み
- 成年後見人等の職務及び義務
- 成年後見人等の監督
- 成年後見人等の報酬の在り方
- 法定後見の開始の審判の申立権者
- 成年後見人等の選任
- 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）
- 制限行為能力者の相手方の催告権
- 意思表示の受領能力、成年被後見人と時効の完成猶予、成年被後見人の訴訟能力等
- 任意後見制度の見直し
- 成年後見制度に関する家事事件手続 等

当面の部会の予定等 中間試案の取りまとめ → パブリック・コメント

（再掲： 第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間 令和4年度～令和8年度）